

3 当用漢字字体表について

【問】 当用漢字字体表はどんな方針で選定されましたか。

【答】 これについては、安藤主査委員長の総会への報告が委細を尽くしていますから、以下に掲げます。

当用漢字字体表に関する主査委員長報告

安 藤 正 次

国語審議会第13回総会の決議に基づいて、本主査委員会に付託にありなりました漢字の字体の整理に関しまして、委員会の審議の経過を御報告申し上げ、あわせて、その審議の末にできました当用漢字字体表について御説明申し上げます。

国民一般の文字生活において、主要な地位を占めている漢字の字体が、どう書けばよいかがよく問題になるくらいまちまちであったり、日々国民の目に触れる機会の多い活字にも、同字異体のものが並び行われているという現状は、いつまでもこれをなりゆきにまかせておくことはできないのであります。

漢字にはまた、字画のきわめてこみいったものがあったり、字体のお互に、ひどく似ているものがあったりして、その識別の困難なものがあります。混線や脱線の生じるのも無理がありません。書くのに煩わしさが多いばかりでなく、読む上にも見分けのむずかしいものがあります。これらの手近な例をあげてみましても、異体の統

合、簡易字体の採用、通用字体とか俗用字体とかいわれるものの確認といったような、それぞれの場合に依ずるなんらかの方法によって、字体の標準を定めることが必要に感じられてまいります。したがって漢字の字体整理ということは、はやくから主要な要件となっておりまして、すでに、1 大正8年7月には文部省普通学務局から「尋常小学校の各種教科書に使用せる2600余字」について『漢字整理案』が発表され、2 大正12年5月には臨時国語調査会から『常用漢字表』が発表され、これには154字の簡易字体が採用されております。3 大正14年11月には臨時国語調査会から『常用漢字表』について1020字の『字体整理案』が発表され、4 昭和12年12月にも国語審議会から『常用漢字表』（昭和6年5月臨時国語調査会発表）の1858字について『漢字字体整理案』が発表されております。最近にも、これが当用漢字選定の当時から問題となったのでありますが、その際には131字の簡易字体の採用を決定しただけで、その他のものについては、別に考慮することになったのであります。こういう次第でありますから、国語審議会では、当用漢字別表・当用漢字音訓表にひきつづいて、字体の整理を取り上げるのが当然の順序でもあります。しかるに御承知のように、これよりさき、文部省には活字の字体の統一をはかることを目標とした活字の字体の整理に関する協議会が組織され、そのみちの權威を集めての審議が進められ、活字の字体に関する限りにおいては、すでにその協議会で一応の成案をうるに至っております。このゆえに、さしあたってその

活字の字体に関する整理案を基礎としてこれについて検討を加え、さらに広く当用漢字全体についての整理に手をつけましたが、それについては、まずその協議会案についての世論を聞く要を認めましたので、国語審議会と協議会との名をつらねて約900通の調査書を各方面に発送して、その意見を徴しました。これに対する回答は175に過ぎませんでした。その意見には参考とすべきものが多かったのであります。これはその一例であります。この以外にもなお従来の字体整理に関するいっさいの資料を参考とし、また教科書関係、学校関係の人々の協力を求めて、審議を進めたのであります。

主査委員会では、昨冬以来委員会をひらくこと16回 慎重審議を重ねて、ようやくここに成案をうるに至りました。お手もとにさし出しました当用漢字字体表というものがすなわちそれでありませぬ。

当用漢字字体表は、まえがきの第1に、「当用漢字表の漢字について字体の標準を示したものである。」とあります。字体の標準というものは何を意味するかが、まず明らかにされなければなりません。字体の標準とは何を意味しているか。まず「字体」については、活字字体の整理に関する協議会では、これに「1点1画の組合せからなる1字1字の形である。」という定義を与えて、これを書体と区別しておりますが、これはだいたいにおいて受け入れてよい考え方であると思われませぬが、あるいはまた 点画の組合せの定型化されたものともいえませぬ。歴史的に漢字の変遷・発達をたどってみると、なお別箇の見解も出てまいりますが 漢字を現段階のものにつ

いて考えるときには、字体を点画の組合せに即したものとみることが合理的であります。漢字のなりたちを論ずるには、少なくとも小篆^テまでさかのぼらなければという説も、一応もっともであります。通常現代のわれわれが漢字の字体についてもつ意識は楷書^{かい}体に即してであります。それは、点画の配置 組立を明確に指摘することができるのは楷書に限られるといってもよいからであります。草書・行書は動的であります。形態は動いてやまない態勢を示しておりますが、楷書は静的であり、定着的であります。草書が篆書からでき、行書が楷と草とのあいだから生れたというのが事実であるにしても、普通に行書は楷書から、草書は行書からというように解されておりますのも、楷書が主として漢字の書体を代表しているからであります。そこで漢字の字体の標準を示すということは、楷書体によって代表される、もしくは、それによって例示される漢字の字体についていうことになります。

そうしますと、問題はもう一度展開してまいります。楷書について字体を説くと申しても、印刷体にしても、活字体を例にとれば、活字そのものの特性に依存する独自の約束がありまして、これをもって筆写体を律するわけにはいきません。筆写体には、また筆写体の特異性に基く自由があります。このゆえに厳密に字体を論じますと、どの文字にも定まった型というものがなく、統一のないのがむしろその偽らざる姿であるともいわれそうであります。しかしまた、その変化の種々相を通じて共通的の実体の認められるものがありま

す。それらを取り上げてみますと、某字の字体はこれこれであるとか、某字の字体はまちまちで、いくつになるとか申すことが可能になってまいります。こういうように考えますと、漢字の字体の標準を示すことは、長い歴史を背景として、現に絶えず展開しつつあるそれぞれの漢字の型式のうちから、その典型的のもの、代表的のものを選ぶことに落ち着くのであります。ところが、漢字の字体をしさいに点検して、字体の分化や異体の発生のとをたずねてゆきますと、そこにいろいろの経路のあることが見いだされますが、簡単に申しますと、運筆の簡易化、点画の省略、類推による統合、別体の採用などがその主因と認められます。これは 字体の標準を決めるに考え合わせられるべきことであります。

ここで次の題目に移りますが、まえがきの第2項には、「この表の字体は、漢字の読み書きを平易にし正確にすることを目安として選定したものである。」とあります。本表の字体の選定は、何を目安として行われたかは、一つの重要な問題であります。同じく字体を整理するにも、整理の心ぐみが違えば手段も結果も違ってまいります。復古を目標においての字体の選定では、もっぱら字源主義をとることになりましようし、単に統一しさえすればよいというのならば、一も二もなく、康熙字典か何かに準拠を求めるというのも一案でありましよう。しかし本主査委員会におきましては、わが国における、国字としての漢字の使用の歴史と現状とに照して、字体選定の目安を上記の点においたのであります。漢字の字体の整理にあ

たっては、字体の考察もむろんないがしろにすることはできません。漢字の本国における学者の字体の考説も顧みられなければなりません。彼我両国の文字生活の関連における異体の発生や、両国人の文字観念の相違 その他いろいろの点において留意すべきものは多々ありますが、わたくしどもは、わが国の国情から見まして、同じく字体の整理をはかるにいたしましても、その国字としての立場に重きをおき、わが国民の読み書きを平易にし正確にすることを目安とすることにしたのであります。漢字を国字としていながら、その当用の範囲内にある漢字すらもよく書けないというのは、いかにも情ない次第であります。高い程度の教育を受けた人々のうちにも、うそ字を書いて平気である人が少なくありません。そういう人たちは、すでに、漢字をまちがいなく書こうという意欲を失ってしまっているのですが、まだそういう境地に落ちこんでしまわない人たちは、どうしたならばまちがいなく書けるかに苦心しているのであります。文字地獄にあがいているといってもよいのであります。それらの入々を救うためにも、字体の整理は要求されるのであります。が、それにはまず、字体を単一にする、すなわち、異体を統一することが第一であります。その場合には、1 二つ以上の字体の並び行われているものについては、点画の組合せのむずかしいもの、こみいったもの、書きにくいものはとらない、2 点画の組合せの複雑なもので省略の可能なものは、これを簡易化する、3 点画の組合せの微妙な差異はなるべく問題にしない、4 簡易字体の歴史的

因縁の浅いものでも、社会的慣用が相当有力であると認められるものは、なるべくこれを採用するなどの方法によって字体を決めることにいたしました。この方針による字体の選定は、また同時に、われわれが漢字を正確に書くという結果をも伴うこととなります。むずかしいからよく書けない、よく書けないからうそ字を書く、また字をまちがえるということになるのであります。なお2～3の実例をあげてみます。漢字の型式にはいろいろの要素がありますが、者にあっては点が本来重要な要素であります。煮・暑・署・著・都・緒・諸などみなこの点をもつことになっております。しかし、こういう同類の他字との識別の要素でもない微細な部分のことは、見すごされがちです。したがって、この点の有無は、型式のなりたちの上に重きをなさなくなっております。これを見分け、書き分けさせる要はありますまい。寛・殺・逸の点なども同様であります。月部・肉部・青部の月月円を一つにする、「己」と「巳」と「巳」を一つにして「己」とする。全と今との上の部分を一つにするなど、恵を惠、専を専、微を微、徴を徴、徳を徳と書き、祈を神、祈を祈、巨・拒・距を巨・拒・距と書くなどもそうであります。

次に、まえがきの第3項には、「この表の字体の選定については、異体の統合、略体の採用、点画の整理などをはかるとともに、筆写の習慣、学習の難易をも考慮した。なお、印刷字体と筆写字体とをできるだけ一致させることをたてまえとした。」とあります。字体の整理という問題は 単に漢字そのものにおける点画の組合せに即し

てばかり考えられるべきではありません。国字として長く漢字を使用してきた国民の、過去および現在にわたる筆写の習慣について考慮することもたいせつであります。漢字使用の歴史を見てまいりますと、それぞれの時代には、その時代の社会に通有な字体観念ともいふべきものが見いだされますが、それはとりもなおさず、その時代の人々の筆写の習慣を背景としたものであります。

「半」を「𠂔」,「次」を「𠂔」,「要」を「𠂔」,「即」を「𠂔」と書くようなのも、筆写の習慣の推移によるものと見られます。

簡易字体と見られるもののうちにも、この種のもものが少なくありません。現在世に行われている「厶」(歴),「斗」(鬪),「云」(言),「県」(縣),「庁」(廳)などは、その類であります。

わが国最古の在銘鏡にも銅が同、鏡が竟と書かれております。また古くヨヨ縁覚、メメ声聞の例もあり、醜酗を酉酉としたような例もめずらしくありません。筆写の簡便をはかることも、一つの流れをなしております。

しかし、こういう筆写の習慣をどこまで取り入れるかについては、相当に論議を重ねたのであります。一方では、これを筆写の自由性を認める程度にとどめておいた場合もあるのでありますが、また一方では、相当に大きく筆写の習慣による簡易化を取り入れた場合もあるのであります。

次に 学習の難易ということも、字体の選定についての有力な条件となります。漢字の本質から見ても、その学習において、字体の

誤りない認識をもつことがたいせつであることは申すまでもありません。字体の見分けやすく、書きやすいことが認識を確かならしめる第1の条件です。それには鮮明度が強く、運筆の粉らわしくないことがまず要求されます。「懷」(懷),「藝」(芸),「櫻」(桜),「疊」(疊)などはやっかいな字です。「巳」「已」「己」「巳」を見分け書き分けるのもむずかしいことです。一般に字画の複雑なものは誤りやすいともいえます。そういう角度からの検討も加えなければなりませんでした。しかもさらにまた、重要な案件の一つとして残っておりますのは、印刷字体と筆写字体とをできるだけ一致させるということでもあります。初めに申し上げたとおり、今回の漢字の字体の整理は、最初、活字の字体の整理として取り上げられたのでありますが、活字の字体となりますと、活字にはまた活字そのものの性格に基く制約と活字の発達の歴史から派生した技術的の約束がありまして、活字において妥当と認められる字体を、必ずしもそのまま筆写体に応用するわけにはいかないのであります。今までの活字の字体は、主として活字本位でありましたために、筆写体との隔たりが多く、それが社会的にも教育上にも、大きな悩みのたねともなっていたのであります。ここに活字字体の整理という問題も起ってきたわけではありますが、今、さらにこの問題をおしひろめて、印刷体にも筆写体にも適用する一般的の字体の整理としてこれを取り上げることになってみますと、両者の調整がじゅうぶんに考えられなければなりません。これは当然のことです。

本案において活字の特質に基くもの、筆写の特質に基くもの、それらの融通性を認めて、字体の素型に標準性を与えることにいたしましたのも、そのためであります。（「使用上の注意事項」参照）

以上、当用漢字字体表の説明を終えるに当りまして、一言なお申し添えたいことがございます。漢字の字体の整理は、前にも述べましたように、前々からの懸案であります。しかもその整理案の発表は、数次にわたっておりながらも、今日まで未解決のままになっているのであります。すでに当用漢字が制定され、その音訓表が発表され、それらがすでに実行に移されている今日において、同一圏内に属する字体の整理だけが取り残されるべきではないと存ぜられます。本案が総会においてさいわいに可決決定をみるに至りましたならば、当局においてその実施について最善の措置をとられるよう切望する次第であります。

漢字字体の整理統一が、必ずしも容易でないことは、わたしどもにおいてもじゅうぶんに了知しているところであります。これは一般社会のためにも教育界や印刷界の協力にまたなければならぬのであります。活字の母型の製作、活字の新鑄などに多額の経費を要することも考慮しなければなりません。したがって、あるいは現下のわが国において、漢字の字体の統一をはかるということは、経済界の実情を無視したものであるとの非難も起るかと思われれます。しかし、その非難は、妥当であるとは思われません。一挙に各新聞社・各印刷会社・印刷工場の活字を新たにするというのならば、一時に

ばく大な金額を要することにもなりましようが、かくのごときことは、もともと漸を追うての実現を期すべきでありますから、経済的問題は何とか緩和されることと存じます。しかもまた他の一方において、戦後のわが印刷業界では戦災による活字母型や活字の喪失を補充するため、また業界の拡張に資するための、新規製作の要求の続出が見込まれるということも考えられます。もしこれが事実であるならば、今日の時期は、むしろ漢字の字体の整理をはかる好時期であるともいえましよう。いたずらに手をこまぬいては時期はまいません。わたくしは一般国民の協力によってこの難関を突破されることをせつに望んでおります。世にはまた、字体の整理のごとき国民すべてに関する問題は、ある一部のものの私議にまかせるべきではない、また官権の力をもってこれを民衆にしているべきではないというような意見も出ているのであります。当用漢字の選定その他の問題についても同様の意見が出ております。しかし、思うにこれらの問題はすでに多年の懸案に属しており、民衆の間に論議がくり返され、しかもその解決の要求はもともと民間から起ってきているのであります。しかるに最近上記の問題に関する解決案が、主として国語審議会の審議にかかるものであり、まず官庁によって採用され実行されるので、ややもすればこれが天下りのものであるかのように誤解されております。昔は、民衆が国語・国字の問題の解決に熱心なのに、官庁側は少しもこれに共鳴しないというので、官庁側の冷淡が攻撃されていたのであります。今はこれとは逆に、官

庁側は解決案の実践に率先するがゆえをもって非難を受けるはめに陥っているのであります。これはまことに意外のことといわなければなりません。国語審議会の諸公は、至公至平、国民のため民衆のためを念として、国語・国字の問題の審議に当っておいでであります。文部省を始め官庁側では、心を一にして一般民衆のため率先問題の解決に協力し、さらに国民一般の協力を念願していられるのであります。イニシアティブが何人によってとられようとも、どの側からさきに実践者が出ようとも、その先後は論ずるに及ばないと思えます。国語問題・言語問題の解決が、官府の強制によってなされるべきでないということは、わたくしの多年力説しているところであります。そのわたくしなどから見ましても、これを官府の強要と考えるのは事実の真を得たものとは思われません。本案につきましても、またこれがさいわいに本総会で可決され、採択された場合に、やはり同様な非難が起るでありますが、当局において、よく事の真相を明らかにされ、世の誤解を解いて、一般社会の協力をうるようお取り計らい願いたいと存じます。

シンニュウの書き方

【問】 シンニュウは「𠄎」と書いてもよいのですか。

【答】 シンニュウは、もと「^{ゆく}イ」と「止」との合字で、それを「𠄎」と書き、それから「𠄎」、さらに略して「𠄎」という形になったのです。従来、教科書体や習字の手本では、そのうちの「𠄎」をとっていましたが、一般の明朝活字では「𠄎」としていまし

たので、テンが一つか二つかということがよく児童の質問になっていました。そこで今度の字体整理では、明朝活字体のほうから筆写体のほうへ歩みよって、テンを一つにするということになったのです。つまり論点は、テンは一つか二つかというところにあつたので、下をゆるかゆるかないかということは従来どおりでよいということでした。そこで明朝活字では、旧来どおり、ただテンを一つにただけで「ㄥ」とし、筆写体では従来どおり何も変えないで「ㄥ」としているわけです。

字体表の「使用上の注意事項」に、

1) この表の字体は、活字字体の、もとになる形であるから、これを、みんちょう体・ゴシック体、その他に適用するものとする。

2) この表の字体は、これを筆写（楷書）の標準とする際には、点画の長短・方向・曲直・つけるかはなすか、とめるかはね またははらうかなどについて、必ずしも拘束しないものがある。

として、各種の例があげてありますが、その主旨によるのです。

「者」のテン

【問】 「者」の字は、以前は「者」と「者」と、どちらが正しかったか。また現在では、どちらが正しいことになっていますか。

【答】「者」の字は、旧字体ではテンがあるのが正しいのです。それで、活字（明朝）体ではテンがありました。学校でもテンがあるのを正しいとして教えてきましたが、

1 書道のほうでは、古くから中国でもテンを略して書きました。日本でも古写経を初め、一般の人もテンを略して書いていました。

2 現在では、昭和24年4月28日に発表の「当用漢字字体表」によって、正式に「者」の形が認められています。したがって教科書ではみな「者」になっています。

「都・諸・緒・煮・著・暑・署」などの「者」もみなそうです。

「教・舎・黄・帰・芸・内・蔵・旅」の字体について

【問】 次の諸字は第1欄の形が正しいと考えます。しかるに文部省編「総合当用漢字表」には第2欄の字体が載っています。印刷の誤りか。もしそうでないとすれば理由に対してお答えください。

第1欄	理由	第2欄
キョウ	教 「教」はうそ字である。	教
シャ	舎 「(舎)」は舌部画である。	舎
き	黄 「黄」が正字である。	黄

キ	歸	「ヨ」が正しいと考える。	歸
ガイ	藝	「芸」は音「ウン」で、藝とは全く別字である。	芸
うち	内	「内」は入部2画である。	内
くら	藏	「藏」のみが正しいと考える。	藏
たび	旅	「旅」が正しいと考える。	旅

以上

【答】 1) 御来示のとおり、元来は

教 舎 黄 藝 内 藏

が正しいのですが、新字体として、昭和24年4月28日官報掲載の「当用漢字字体表」で、

教 舎 黄 芸 内 藏

をこれからの正しい字として認められたのです。

2) 「歸」の「ヨ」は、字原的には「ヨ」のようにウデが横につきぬけるのが正しいのですが、筆写体では昔から多く「ヨ」に書いています。新字体では、なるべく筆写のほうへ近づける方針で「ヨ」に決まったのです。

3) 「旅」のツクリは、字原的にもはねないでよいのです(元来「人」の字ですから)。それをこれまではねていたのは、筆勢によるつづきであったのです。しかし、今度の新字体で、はねないことにしたのは、字原によったのではなく、活字面を明るくするためでした。ただし、筆写体で自然の筆勢によるつづき

(連綿)ができて、それを誤りとするのは行きすぎです。

「桧」などもよいか

【問】 新字体に準じて、固有名詞などに使われる「檜」「蓮」なども「桧」「蓮」としてよいでしょうか。

【答】 特にさしつかえないかぎり、それでよいと思います。ただし、それを活字に及ぼして急に改めるようなことは、じゅうぶんに注意すべきことであると思います。

固有名詞と新字体

【問】 固有名詞でも新字体で書きますか。たとえば「広島」など。

【答】 「広島」「横浜」などのような例は、公文書でも、特にさしつかえないかぎり、なるべく新字体によることになっています。

「養」

【問】 「養」の字のシタは「食」ですか「食」ですか。

【答】 「養」です。すなわち「羊」(ヒツジガシラ)のシタに「食」(シヨク)の字です。

「確」

【問】 「確」は15画ですが、筆写体でツクリを「ウカシムリに佳」

と書くと16画になります。どちらが正しいでしょうか。

【答】 15画の「確」を基準として教えてください。

ただし、そのツクリを「ウカンムリに佳」と書くのも、俗字として古来行われています。

「薄」

【問】 「厚はく」の「はく」、「うすい」の「うす」は点がありますか。「薄」「薄」の点の有無で、どちらが新しい字体ですか。

【答】 テンがあります。旧字体でも新字体でもテンがあります。

〔付記〕「薄」は「薄」一字で「うすい」という字です。

「様」か「様」か

【問】 「様」のツクリのタテボウは上から下へ一本に書きますか。

【答】 そうです。一本に書きます。

「棄」と「肅」

【問】 「棄」と「棄」、「肅」と「肅」、まんなかを、つけるか、はなすか。どちらが正しいのですか。

【答】 「棄」のシタは、字原的には「木」でなく、チリトリの柄を両手に、持っている形ですから、つけるのが正しいのです。字典には便宜に「木」の8画に入れてありますが、筆写体では昔から中国でも日本でもはなして、「卍、木」に書いていますの

で、これからもそう書いてよいわけです。小さい活字では「市」でも「𠂔」と「巾」とが、また「夢」でも「𠂔」と「𠂔」とがつづいているように見えますが、これらもやはり、はなして書くのと同じ例です。

「肅」はつづけて上から一本のボウにかきます。

「静」

【問】 「静」の字が、新字体で「静」となったことに、はっきりと決まったのはいつですか。

【答】 国語審議会の「当用漢字字体表」が決まったのは昭和23年6月1日ですが、それを政府が正式に採択して、官報で発表したのは昭和24年4月28日です。

「船」のヘン

【問】 官報掲載の字体表で、「艦・艇・舶」のヘンは「舟」ですが、「船」の1字に限ってヘンの「舟」のテンが下につづいています。なぜですか。

【答】 官報その他で印刷上不鮮明な点があっても、すべて「舟」に統一されているのです。

略字について

【問】 「当用漢字字体表」で決まった略字以外にも、たとえば「灯

油, 送, 竹」などのように, 略字にしてほしい字がまだいくつ
かあります。そういうのはいつ取り上げられるでしょうか。

【答】 国語審議会は, そういう世論の高まるのを待っているのです。
筆記用につかうのは今でもさしつかえありません。

4 当用漢字別表教育漢字について

【問】 当用漢字別表はどのような方針で選定されましたか。

【答】 これについては、安藤主査委員長の総会への報告を次に掲げます。

教育漢字（当用漢字別表）

に関する主査委員長報告

安 藤 正 次

本委員会が付託を受けましたのは、ここに定められた当用漢字のうちから、特に基本的のものと認められるある数の漢字を選び、義務教育期間において教えられるべき漢字の範囲を明らかにすることでございました。この問題は当用漢字の制定に伴って当然考えられなければならぬものであり、またその解決には急を要するものであります。当用漢字は一般社会で使う漢字の範囲を示したものであります。1850字は、義務教育期間内にそのすべてを教えるには、多きに過ぎるのであります。当用漢字の将来における整理はすでにその当初から約束されてはおりますが、その実現は急速に行われ得ません。義務教育本来のたてまえから申せば、その期間内において次の世代の一般国民が、社会人として文字生活を営むに不自

由のない程度の教養をになわなければなりませんので、したがって国民常用の漢字と義務教育期間に教えられるものとの合致は理想として望ましいことではありますが、右の事情によりましてそれが現実において不可能であるといたしますれば、当分の間は別に適切可能の対策をたてて、義務教育の本旨に添うのほかないのであります。その応急の処置として考えられますことは、当用漢字のうちから、これだけの漢字はぜひ義務教育期間において教えこんでおかなければならないと認められるものを選び、これを中心として、学習者の文字能力をつちかい、その文字常識を養って、他日の大成に導いていくということではありますが、前述のような調査が本委員会に付託されましたのも、けだしこの一つの線に沿ってのことと存ぜられます。本委員会は、こういう了解のもとに審議を進めてまいりました。主査委員会が組織されてから、ここに12か月、委員会の回を重ねますこと33回、さいわいに委員会各位の御精励によりまして、成案をうるに至りました。お手もとに出しました当用漢字別表は、すなわちその選定の結果でございます。

別表の漢字は、申すまでもなく義務教育期間の学習を目標として選ばれたものであります。目標をそこにおきましたので、学習者の知能の程度、学習の期間が、選定に対するきびしい制約となってまいりました。負担の過重を避けることもじゅうぶんに考えなければなりませんでした。おのずから字数の制限が問題となってまいりました。しかしこの場合の制限は、すでに一応制限というわくの中に

おかれている当用漢字に、さらにもう一つのわくを加えるだけのように見られますが、実はこの二つのものは同心円的のものではないのであります。必ずしも、その性質を同じくしてはおりません。一は現在の一般社会の文字生活の簡易化を期しての制限 一は将来の社会の文字生活に適応させるため、教育的基礎付けをはかるための制限でありますから 前者が寛であり、後者が厳であるのはあやむに足りませんが、前者の者場からは必要なもので、後者の立場からは不必要と認められるものがあります。現在の成人にとって重要性をもつもの、必ず教室において教えられなければならないものとは申されません。したがって採否の標準にかれとこれの甲乙があります。なおまた他の場合においてもそうでありますように、われわれは、漢字教育の上においても、労を省いて最大の効果を収めるべきでありますから、いたずらに当用漢字に重きをおいて、数の多きをむさぼるがごときことがあってはならないのであります。さればと申して、みだりに負担の軽減に急ぎ、あまり多くをかな書きに移すようでは、次に来る世代の文字生活に不利・不便のかけをやどすことになりましょう。、本委員会は、第1にこの点について深く意を用いまして、多きに過ぎず、少なきに過ぎぬことを期した次第であります。

第2に、本委員会では、別表の漢字を選ぶに当りまして、それが義務教育期間内において、読み書きともにできるように指導することが必要なものであるかどうかについて、じゅうぶんに考慮を加え

たのであります。読み書きともにできるよう指導する漢字を一方に認めることは、その結果において、他方に、読めさえすればよいという漢字を認めることにもなりますが、漢字学習の本義から申せば、2類を対立させることは必ずしも適当でないという議論も出ましよう。しかし委員会もまた根本的にすべての漢字をこの二つに大別するというような見解をとったわけではありません。ただわれわれは、現実の段階におきましては、しばらくこれを一つの目安とすることが漢字の教育的処理をなめらかにする助けになるものと考えた次第であります。なお、これからの国語の教育には、読本のほかに、自由教材として新聞や雑誌も取り入れられることを考えますれば、読ませておくという程度の漢字というものも考慮のうちに加えておくのがよいとも申せましよう。

第3に、しからは読み書きともにできるよう指導する必要があるというのは、どういうものかと申しますと、要約すれば現在において最も普遍的であり、かつまた、将来において普遍的であることが望ましいもの、すなわち一般にだれでも知っていなければならない、だれにも読め、だれにも書けなければならない、したがってこれからの文字生活を営んでいこうとするものが、ぜひ学習しておかなければならないという条件を備えたものということになります。これだけでははっきりいたしませんから、以下実例について申し上げます。

1 日常の社会生活に直接の関係をもち、一般国民に親しみの深いもの

ただし、形・音・義のむずかしいものや、当用漢字におけるかな書きの条項に触れるものは、この限りではありません。

例 数関係の一二三四………万億

方位関係の 東西南北

季節関係の 春夏秋冬

行政区画に関する 都道府県郡市区町村

人倫に関する 父母親子兄弟姉妹夫妻

衣食に関する 衣版消綿糸飲食米麦穀飯粉菜茶塩酒住家屋

居室庭園門戸柱板堂店宿舎

徳目に関する 仁義礼智信忠孝節誠恩愛

色彩の 青黄赤白黒緑

植物の 木草竹花葉根幹芽

動物の 犬牛馬鳥魚貝虫蚕

鉱物の 金銀銅鉄砂石炭など

2 熟語構成の力が強く、それが広い範囲に及んでいるもの。

例 名 人名 氏名 名誉 名利

名称 名義 名人 名代

名刺 名流 名声

流 急流 清流 水流 一流 名流 上流 下流 流儀

流行 流域 流用 流産 流線型 流動体

在 在職 在位 在庫 在宅 在外 在留 近在 不在 所

在 現在 その他 最 極 細 要 不用 など。

- 3 広く世に行われている平明な熟語の構成成分で、対照的意義を表わすそれぞれのもの。

例 因果 公私 左右 上下 主客 内外 自他 前後 損益
 往復 加減 始終 収支 出入 生死 勝負 断続 得失
 売買 貸借 進退 遠近 寒暑 強弱 曲直 軽重 高低
 新古 多少 大小 長短 異同 など

次にどういう類の漢字がこの選定から除かれているかと申しますと、

- 1 時代の主流から遠ざかっているもの。甲乙丙、尺貫法関係の漢字など。

- 2 階層的のもの、局地的なもの。

× × × × × × ×
 官庁 通信 勅語 詔書 妥協 豪傑 傑作
 典 古典 典型
 ×
 依 依存 依頼

- 3 専門用語にしか関係をもたないもの

学術用語、専門用語は平易な文字によるか、かな書きによるこ

とが望ましいが、要するに別の取扱とする。

× × × × × × ×
 俳句 謡曲 狂言 緯度 凍上 恐慌 竊業など。

別表漢字として選定されました漢字は、881字であります。これにつきましては、多すぎるという御意見もございましょうし、少

なすぎるという批評もございましょう。委員会といたしましても、それが最後の鉄案であって、1字も動かすことのできないものと申すのではございません。しかしこれは 委員会が 今まで世に現れました漢字の教育に関する各方面の調査・研究ならびにその実験報告を参考資料としながらも、委員会独自の立場からの慎重審議に基づいた成果であります。しかも、委員各位は終始一貫、採否に関して1字をも、いやしくもされなかつたのであります。

漢字と義務教育

【問】 教育漢字（当用漢字別表）881字を義務教育の期間に学んだだけで、社会に出たのちにも不自由はないのでしょうか。

【答】 881字は最も基本的かつ重要なもので、義務教育の期間中に必ず正しく読むことはもとより、書くこともできるように学ばせるべきものとして選ばれたものであります。

9年間の教科書には、それ以外の漢字も提出されることと思えますから、生徒が学習する漢字の数は相当なものとなりましょう。ただ881字以外のものは、読ませることを主眼とし、書取の練習などきびしく行わぬようにしてほしいとのたてまえであります。なお生徒は学校以外の読み物や人名・看板などからも相当の漢字を覚えるものと見て、義務教育が終ったときには、日刊新聞をびととおり読むことは困難でないと思われれます。またそのように教育されることになっています。

5 人名用漢字別表について

【問】 こどもの名まえに使う漢字は「当用漢字表」の範囲に限られているのですか。

【答】 戸籍法施行規則によって、「当用漢字表」(1850字)ならびに「人名用漢字別表」(92字)の範囲に限られています。

参考のため、「人名用漢字別表」と国語審議会の「人名漢字に関する声明書」とを、以下に掲げます。

人名用漢字別表

丑	丞	乃	之	也	互	亥	亦	享	亮	仙	伊	匡
卯	只	吾	呂	哉	嘉	圭	奈	宏	寅	尚	巖	巳
庄	弘	弥	彦	悌	敦	昌	晃	晋	智	暢	朋	杉
桂	桐	楠	橋	欣	欽	毅	浩	淳	熊	爾	猪	玲
琢	瑞	甚	睦	磨	磯	祐	祿	禎	稔	穰	綾	惣
聡	肇	胤	艶	蔦	藤	蘭	虎	蝶	輔	辰	郁	西
錦	鎌	靖	須	馨	駒	鯉	倜	鶴	鹿	麿	斉	龍
亀												

人名漢字に関する声明書

国 語 審 議 会

国民の読み書き能力を向上させ、教育を高めるためには、国語表

記法の改善が必要である。その具体的方法として、漢字の整理とその使用の調整とが必要であることも、また動かしがたい方向である。国語審議会は、国語国字問題に関して、常にこの原則が守られることを要望し、最近問題になっている人名の表記についても、これを念頭において考えるべきであると信ずるものである。

戸籍法において、子の名に用いる漢字が限定されるようになったのは、昭和22年12月22日公布の戸籍法第50条に、「子の名には、常用平易な文字を用いなければならない。常用平易な文字の範囲は、命令でこれを定める。」とし、同月29日公布の司法省令・戸籍法施行規則第60条において、常用平易な文字を (1)当用漢字表に掲げる漢字 (2)かたかなまたはひらがな(変体かなを除く。)としたことに基くのである。

当用漢字表は政府の採択するところとなり、昭和21年11月16日内閣訓令によって実施の運びとなったのであるが、当時の国語審議会は、当用漢字の選定にあたって、固有名詞(特に地名・人名)に用いられる漢字については、法規上その他に関係するところが大きいので、別に考慮することとしたのである。しかしながら、これは主として既存の固有名詞についてのことであったが、これから新しくつけられる子の名や、官庁・会社などの名称は、なるべく当用漢字表によることが望ましいという態度をとったのであった。戸籍法および同施行規則が制定されたのは、それから1年を経た後のことであって、この法令による処置は、国語政策の一つとしての当用漢字

表制定の趣旨が、学校教育においても、一般社会においても、すでに相当に理解され、かつ実践されている事実を即して、これを推進する目的のもとにとられたものであろう。

いったい子の名というものは、その社会性の上からみて、常用平易な文字を選んでつけることが、その子の将来のためであるということは、社会通念として常識的に了解されることであろう。そして一般に漢字の読み書きの困難な点から、その整理を必要とする事情を考え合わせれば、子の名に用いる漢字を当用漢字によることにしたことは、原則として国語政策の方向に合致するものと言えよう。

しかるに、最近この問題に対して論議が起り、国会においても審議されることになった。国語審議会においても、固有名詞部会の先議事項として、この問題を取り上げ、従来人名に用いられることの多かった漢字を資料として審議し、慎重に検討を加えた結果、別紙に掲げる程度の漢字は、当用漢字表以外に人名に用いてさしつかえないと認めた。子の名の文字には、社会慣習や特殊事情もあるので、現在のところなお、当用漢字表以外に若干の漢字の使用はやむを得ないと考えるからである。

子の名に用いる漢字が社会慣習によるものであり、またそれには特殊な事情の存することも事実であるが、かりに子の名に用いる漢字が無制限に認められるとしても、学校における漢字教育が、現在においても将来においても、学習上そこまで及ぼしにくい事情にあるとすれば、当用漢字の基準に従うことが、その子の幸福であるこ

とを知らなければならない。地名・人名の表記については、さらに一歩を進めて、かながきにすることが最も適当であるという提唱も、つとに行われている。これは読み方の不明確な地名・人名が、社会生活に各種の不便を伴うからである。このことも、今後研究すべきであろう。

■国語審議会としては、社会一般が国語改善の重要性を認識し、国語の平易化に協力して、文化の民主化に寄与することを期待するとともに、人名の文字についても、その社会性を理解し、子の名に用いる漢字が良識をもって選定されることを念願するものである。